

2 単身世帯及び総世帯の家計収支

単身世帯及び総世帯の家計収支の見方は、基本的には二人以上の世帯の家計収支と同じですので、「1 二人以上の世帯の家計収支」を参照してください。以下では、単身世帯及び総世帯に特有な点を記しています。

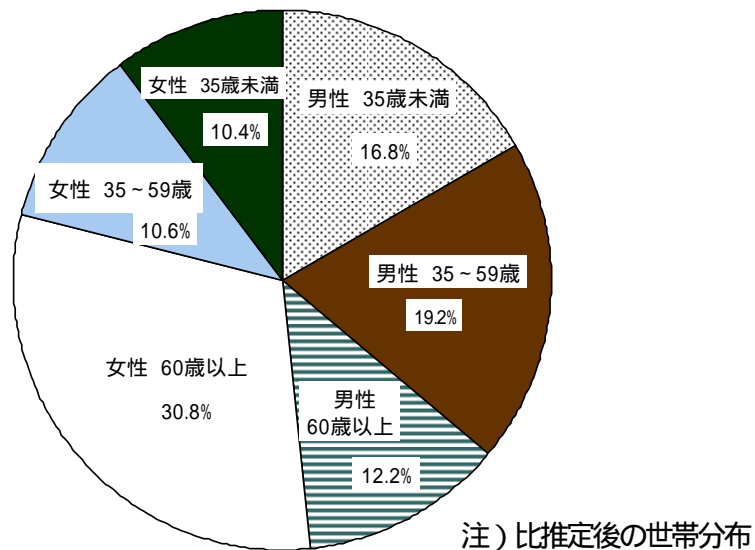
1) 単身世帯の家計収支の見方

四半期ごとに結果を公表

二人以上の世帯の結果は、毎月約8,000世帯を調査していることから、毎月公表していますが、単身世帯の結果は、調査世帯数が毎月約750世帯と少ないため、四半期ごとに公表しています。

単身世帯といっても、若年と高齢、男性と女性で消費行動が大きく異なります。単身世帯の世帯分布をみると、男女が約半々となっており、男女を併せた60歳以上の高齢単身者は単身世帯の約4割を占めており、世帯分布の状況を把握した上で利用することが大切です。

図 単身世帯の男女、年齢階級別世帯数構成比
(平成16年平均 全国・全世帯)



単身世帯の家計収支は、平成13年以前の結果も単身世帯収支調査結果として公表されていますが、現在の単身世帯の結果と比較できるのは、12年以降の結果です。単身世帯収支調査が開始された平成7年から11年までは、農林漁家世帯と大規模な寮・寄宿舍に住む単身世帯が調査されていなかったため、利用に当たっては注意が必要です。

また、平成12年以降公表している四半期結果と年平均結果は、推計方法が異なるため、単純に四半期結果を合算しても年平均結果と一致しない点に注意が必要です(付録2及び4参照)。

単身世帯の家計収支の特徴は、二人以上の世帯と比較して、支出面では、外食費の割合が高いこと、借家率が高いため住居費の割合が高くなること、学生の単身者は調査対象となっていないため教育費がほとんどないことなどが挙げられます。収入面では、本人のみの収入で世帯員収入がないため、世帯全体の収入は少なくなっています。

このような点にも注意して結果をみる必要があります。

図 1 世帯当たり1か月間の費目別消費支出の内訳
(平成16年平均 全国・全世帯)

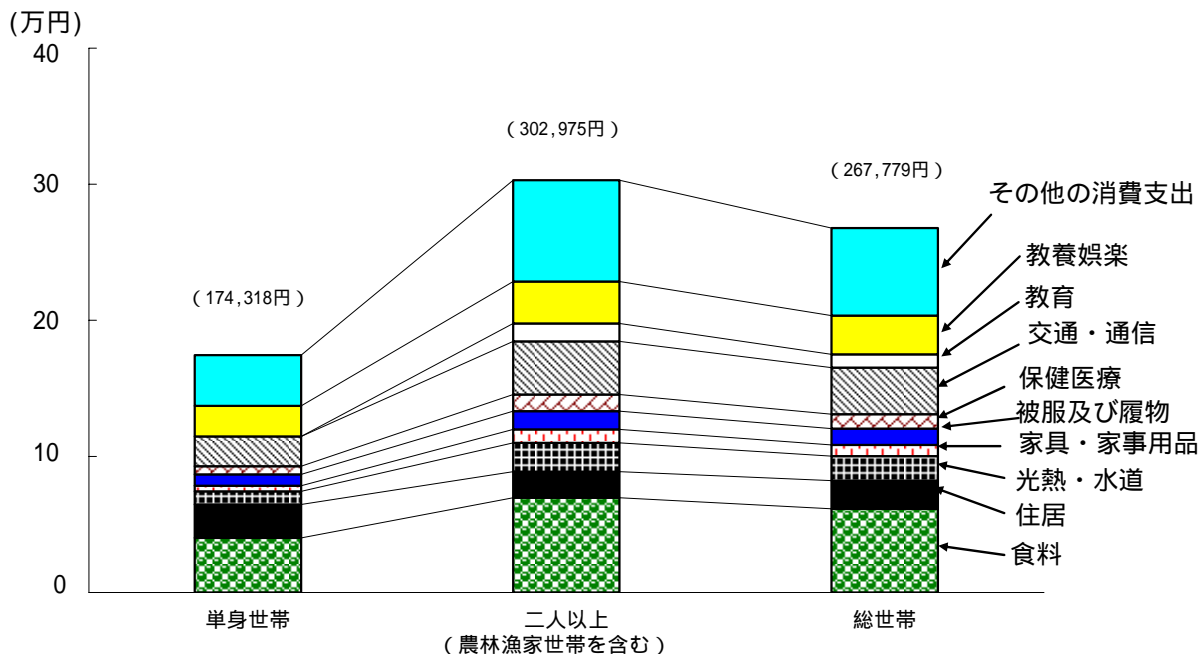
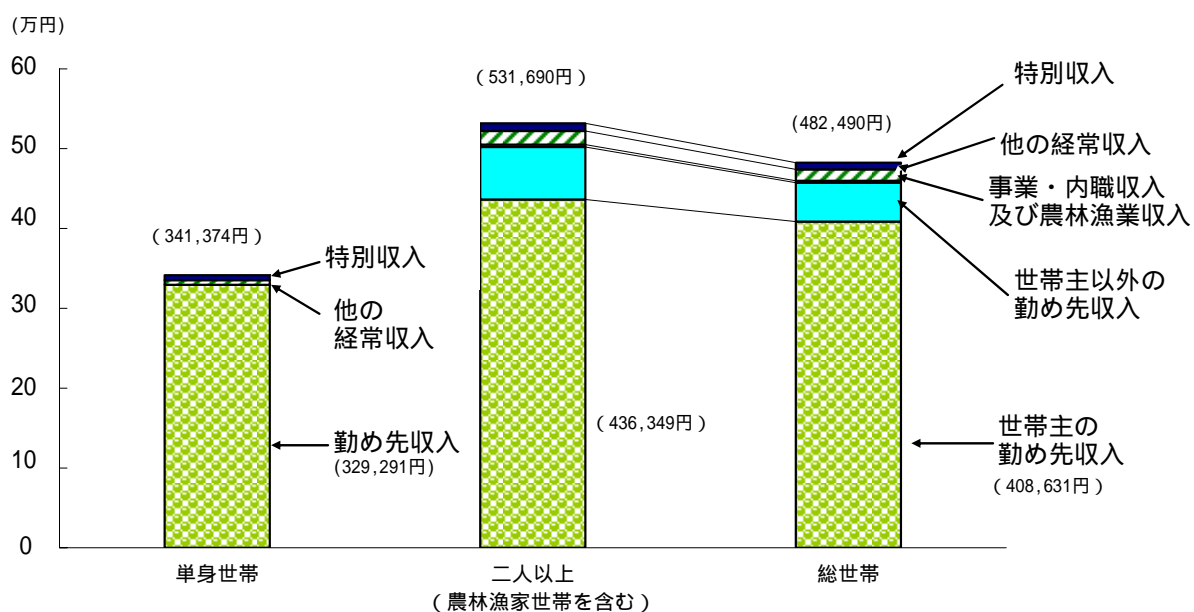


図 1 世帯当たり1か月間の実収入の内訳
(平成16年平均 全国・勤労者世帯)



結果表の種類

単身世帯であることや調査世帯数の制約などによる、二人以上の世帯の結果表との主な違いは以下のとおりです(付録9及び10参照)。

- ・ 単身世帯は男女や年齢によって消費行動が異なると考えられることから、男女年齢階級別の結果表を作成しています。なお、年齢階級は35歳未満、35～59歳及び60歳以上の3区分を基本としています。
- ・ 地方区分は、二人以上の世帯における10地方を、北海道・東北、関東、東海・北陸、近畿、中国・四国及び九州・沖縄の6地方にまとめています。
- ・ 単身世帯は本人一人であるため、世帯員の構成に関連する結果表はありません。
- ・ 収支項目分類では、寮・寄宿舍などが調査対象となっていることから、賄い費を集計しています。

なお、単身世帯については、主として、報告者負担の軽減の観点から家計簿による数量の調査や貯蓄等調査票による調査を行っていません。その他、調査世帯数の制約から詳細な区分の結果表は作成していません。

2) 総世帯の家計収支の見方

総世帯の結果は我が国のほぼすべての家計の状況を反映しています

総世帯の結果は、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)、つまり家計調査で調査されたすべての世帯を対象に集計した結果であり、我が国の

ほぼすべての家計の状況を反映したものになっています。

労働力調査の結果から得られる世帯数分布を基準とした比推定により、単身世帯及び二人以上の世帯を加重平均し、算出しています(付録2参照)。

四半期ごとに結果を公表

総世帯の結果は、単身世帯を含んだ結果となっているため、単身世帯の公表

と同時期に総世帯の結果を公表しています。

総世帯の結果は、平成12年から四半期ごとに公表しており、世帯主の基本的属性による用途分類、品目分類及び世帯分布を集計しています。

総世帯の結果は、単身世帯の割合が拡大し、二人以上の世帯の世帯人員が減少傾向にあることから、1世帯当たりの結果とともに、1人当たりの結果も見る必要があります。

結果表の種類

総世帯の結果表は、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)を統合した結果となることから、以下のような特徴があります(付録9参照)。

- ・ 世帯人員別結果では、世帯人員が1人の世帯には単身世帯の結果が、2人、3人、4人、5人及び6人以上の世帯には二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の結果が表章されています。
- ・ 年間収入五分位階級又は十分位階級の結果は、家計調査のすべての対象世帯(単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む))を年間収入の

低い方から高い方へ並べ5等分又は10等分したものであることから、単身世帯及び二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の五分位階級又は十分位階級の各々の区分に含まれている世帯とは異なります。

- ・ 単身世帯については、家計簿による数量の調査や貯蓄等調査票による調査を行っていないため、総世帯についても数量に関する結果や貯蓄・負債編の結果はありません。